

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和2年9月24日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利君

2番 藤田尚美君

3番 秋山泉君

4番 長田麻美君

5番 山本伸子君

7番 伊藤裕一君

8番 石原幸雄君

9番 柳井哲也君

10番 甲斐徳之助君

11番 池辺己実夫君

12番 加川裕美君

13番 北島登君

14番 杉森弘之君

15番 須藤京子君

16番 黒木のぶ子君

17番 守屋常雄君

18番 諸橋太一郎君

19番 市川圭一君

21番 遠藤憲子君

22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	飯 島 希 美 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
庶務議事課主査	宮田	修君

令和2年第3回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和2年9月24日（木）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第71号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第72号 牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第73号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 4. 議案第74号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5. 議案第75号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6. 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7. 認定第 1号 令和元年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8. 意見書案第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 日程第 9. 意見書案第8号 性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書の提出について
- 日程第10. 意見書案第9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第11. 総合計画基本構想検討特別委員会報告について
- 日程第12. 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

初めに、意見書案第8号及び意見書案第9号の2件が提出されましたので、報告をいたします。

次に、産業建設常任委員会委員長から閉会中の事務調査の報告がございましたので、これを各机上に配付しておきました。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、日程第1、議案第71号ないし日程第6、議案第76号の6件及び日程第7、認定第1号の1件、日程第8、意見書案第7号の1件を一括議題といたします。

○

議案第71号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第72号 牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について

議案第73号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第74号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第76号 工事請負契約の締結について

認定第1号 令和元年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

意見書案第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

○議長（石原幸雄君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、黒木総務常任委員長。

令和2年9月24日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第71号	牛久市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第72号	牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第73号	令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決

〔総務常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○総務常任委員長（黒木のぶ子君） 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会委員長審査報告。

令和2年9月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第71号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、未婚のひとり親に対して寡婦控除を適用する改正、並びに引用条項及び文言の整理を行うものであります。

審査にあたり委員からは、「ひとり親」の対象について質疑があり、市執行部からは従来の寡婦控除では、婚姻歴のない者は適用外となっていたが、今回の改正によりその対象が婚姻歴のない者、離別または死別した者についても対象となるとの答弁がありました。

議案第72号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

議案第73号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみであります。

本件は、歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,404万6,000円等であります。また、歳出については、エスカードホールにeスポーツ大会誘致を推進するための施設整備費用、コンビニエンスストアでの住民票等の交付に係る導入費用等となります。

審査にあたり委員からは、エスカードホールへのeスポーツ大会を誘致することについて、その基本構想や計画が十分に周知されていないことについて質疑があり、市執行部からはeスポーツ大会の誘致を含め、計画の推進にあたっては、今後市民等への必要な情報発信を積極的に行うとの答弁がありました。また、コンビニ交付における手数料について質疑があり、市執行部からはコンビニ交付における手数料は窓口での手数料と同様となるよう検討しており、コンビニエンスストアへの手数料については、利用者の手数料から支払われることになり、市からの支出はないとの答弁がありました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第71号、議案第72号及び議案第73号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第73号には、eスポーツ大会の誘致等を進めるに当たっては、議会及び市民に対するさらなる説明を求める意見が付されました。

また、eスポーツ大会の誘致についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続審査とすることを全会一致により決し、議長宛て申し出をいたしました。

以上御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、守屋教育民生常任委員長。

令和2年9月24日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 守屋 常雄

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第 73 号	令和 2 年度牛久市一般会計補正予算（第 5 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 74 号	令和 2 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 76 号	工事請負契約の締結について	原案可決
意見書案 第 7 号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見 書の提出について	可決

〔教育民生常任委員長守屋常雄君登壇〕

○教育民生常任委員長（守屋常雄君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

令和 2 年 9 月 1 0 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る 9 月 1 7 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 7 3 号は、令和 2 年度牛久市一般会計補正予算（第 5 号）の内、当委員会所管歳出の主なものとして、小学校、中学校の ICT 環境を管理する事業で、モバイルルーターの貸し出しについて質疑がなされ、市執行部からは、モバイルルーターの貸し出しは、通信費込みの貸し出しで、5 月に実施したインターネット接続調査で、9 8. 8 %接続できる環境であったが、子どものみで接続できる環境は、7 5 %ぐらいに落ちているので、これらを踏まえて考えたものである。ただし全世帯に貸し出しするのではなく、小中学校合わせて約 3 5 0 世帯の経済的な困窮世帯に焦点をあてている。具体的な困窮世帯は、就学援助制度でいう準要保護世帯としているとの答弁がありました。

また、コロナ禍の影響の中で、育児中の保護者の悩みや検診受診率の低下について質疑がなされ、市執行部からは、訪問時に保護者からうかがっている内容は、「コロナが流行している中で予防接種は、受けた方が良いのか、医療機関に行くのが不安です。」という声が一番多い悩みでした。また、集団検診から個別検診に切り替えての受診率についてですが、3、4 か月検診だけは、その時期に受診しなければならないので、医療機関に切り替えたのですが、対象者は、1 1 8 名おり、1 1 7 名受診され 9 9. 1 %で、受診率の低下が見られていないとの答弁がありました。

議案第74号は、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本件は、新型コロナウイルス感染症を最大限予防しつつ、高齢者の健康の維持増進を支援するため、保健事業の当初計画見直しによる予算の組み替えであります。通所型サービスを実施する事業と、地域介護予防活動を支援する事業合わせて、154万5,000円を減額し、介護予防対象者を把握する事業と、介護予防の普及啓発を行う事業合わせて、154万5,000円を増額するものであります。

議案第76号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、令和2・3年度保健センター空調設備改修工事請負契約についてであります。契約方法は、条件付き一般競争入札、契約金額は、2億6,378万円。保健センター施設の老朽化の著しい空調設備の全面改修工事等を行うものであります。

審査にあたり委員からは、条件付き一般競争入札の条件とは何か、財源構成について質疑がなされ、市執行部からは、条件とは、地域特性、牛久市の有資格者名簿に登録があることや、県内に本店があることなどである。また、財源構成については、県の起債である公共施設等適正管理推進事業債や交付税措置となっているとの答弁がありました。

付託されました案件について審査の結果、議案第73号、議案第74号、議案第76号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第7号につきましては全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、須藤産業建設常任委員長。

令和2年9月24日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 須藤京子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第73号	令和2年度牛久市一般会計補正予算(第5号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第75号	令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決

〔産業建設常任委員長須藤京子君登壇〕

○産業建設常任委員長(須藤京子君) 産業建設常任委員会委員長審査報告。

令和2年9月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る9月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第73号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第5号)についてであります。

本委員会所管の歳入として、国庫支出金は、市道23号線整備事業費の増額に伴う国庫補助金の増額であります。歳出として、商工費は、ハートフルクーポンの販売促進のための抽選会景品購入費の増額、及びかっぱ祭り中止による実行委員会補助金を減額するものであり、土木費の道路橋梁費は、市道23号線の改良舗装について、令和3年度計画分の早期事業着手による国庫補助事業の増額及び事業費の組替えを行うものであり、都市計画費は、下水道事業会計負担金の組替え、及び消費税確定に伴う補助金の増額であります。

審査にあたり委員からは、既に6月の補正予算で冬季販売分1億円を増額し総額4億円となっているハートフルクーポン事業について、冬季分の販売開始日とその周知方法について質疑がなされ、市執行部からは、冬季分の販売開始は例年12月1日としているが、前期分の使用期限が9月30日までであるため、ハートフルクーポンが途切れることなく使用されることにより、市内商店等に対する支援を継続したものとなるよう、商工会と連携し、今年の冬季分の販売は10月1日から開始することにした。周知方法については、商工会によれば発売開始前日の9月30日に新聞折り込みにより周知を行うというとの答弁がありました。さらに委員からは、抽選会景品購入費が6月の補正予算に計上され、また今回追加で増額になった経緯について質疑がなされ、市執行部からは、6月補正では牛久シャトーとエスカード商店街の復活及び活性化を目的として、牛久シャトーとエスカード商店街で使用できるものを景品とするための予算計上をしていたが、コロナ禍において市内商店を活性化するための対策等を商工会

と検討する中で、ハートフルクーポン券の取扱店も加えるべきとの結論に至ったが、追加補正分は6月補正には間に合わなかったため、9月の補正予算に計上することになったとの答弁がありました。また、委員からは、ハートフルクーポン券の換金手続きについて換金額が取扱店に振り込まれるまでの期間と、コロナ禍において取扱店へ早期に換金額を振り込むために増やした換金実施回数を終息後も維持していくのかとの質疑がなされ、市執行部からは、換金手続きから振り込まれるまでの期間は概ね3日であり、コロナ禍終息後の換金実施回数については商工会と協議の上で決めていきたいとの答弁がありました。

その他、委員からは、ハートフルクーポン券の一世帯当たりの購入限度額は10万円であると認識しているが、高額な商品を購入するために複数のハートフルクーポン券販売店から10万円を超えるクーポン券を購入していると聞き及んでいる。このような事例があると、クーポン券を購入しようとしている人が購入できなくなる可能性もあることから、限度額を超えるクーポン券の購入防止策について質疑がなされ、市執行部からは、他の市町村の事例として、購入について応募制とする方法があり、限度額を超える購入防止策になると考えられるが、現在のところそのような検討の段階にはないとの答弁がありました。

また、委員からは、市道23号線整備事業について、来年度の工事予定区間の早期事業着手に伴う工事請負費の増額を計上しているが、補助金の交付決定により早期事業着手となったのか、工事の設計変更によるものかとの質疑がなされ、市執行部からは、来年度に交付を予定していた分の補助金について、前倒しで今年度に交付を受けることができたために工事を早期に着手することができるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、市道23号線の工事予定区間の工事は今年度で全て終了となるのか、また23号線早期工事着手に伴い牛久二小地区社協の曳家の工事も早まるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、今回の補正予算はすべての工事を完了させるまでの予算である。今年度前期に曳家と外構関係の設計を行った後に建築確認申請を行い、工事の発注をするが、牛久二小地区社協として10月までは建物を使用したいとの意向があることから11月から工事に着手できるよう、進めていきたいとの答弁がありました。

議案第75号は、牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、消費税額の確定、令和元年度の決算の確定、国庫補助金の変更、それぞれに伴い予算を補正するものです。

審査にあたり委員からは、貸倒引当金繰入額の算定根拠、及び下柏田污水幹線の工事費を2,000万円増額計上については工事そのものの追加あるいは工事内容の変更かとの質疑がなされ、市執行部からは、貸倒引当金繰入額については、公営企業会計の資料には様々な算定方法が示されているが、業務支援を受けているコンサルタント会社と相談した結果、不納欠損額の現在額の2分の1にパーセンテージを掛けるという手法を採用して算出している。下柏田污水

幹線の工事費は当初予算に延長700メートルの整備のための予算を計上しているが、そこへ2,000万円を増額補正することにより延長900メートルの整備を行うものであり、新たな工事ではないとの答弁がありました。

以上、2件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第73号、及び議案第75号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします

○議長（石原幸雄君） 次に、須藤決算特別委員長。

令和2年9月24日

牛久市議会議長 殿

決算特別委員会

委員長 須藤京子

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
認定第1号	令和元年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について	認定

〔決算特別委員長須藤京子君登壇〕

○決算特別委員長（須藤京子君） 決算特別委員会委員長審査報告。

令和2年9月3日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号 令和元年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、以上、1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため去る9月3日、11日、14日、15日の4日間にわたり委員会を開催し、11日に牛久クリーンセンターの現地視察を行うとともに、11日、14日、15日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

はじめに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、経常収支比率の改善のための具体的な対処策について質疑がなされ、市執行部からは歳入については、超少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により今後の減収が見込まれていることから、歳出における経常的な削減が重要であり、特に物件費の削減が重要なポイントであるとの考えから、職員一人一人が無駄な経費の有無、事業内容の効果について改めて見直すことで経常経費の削減につなげていきたい。また、その他人件費、公債費、扶助費といった義務的経費の伸びについても注意しながら財政運営の適正化に努めていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは新たな財源確保についての質疑があり、市執行部からは市税の徴収率の向上を含めた安定確保はもとより、国や県の補助金等や各種基金の有効活用により財源確保に努めていきたいとの答弁がありました。

さらに、ふるさと寄附について、ふるさと納税サイトの活用について質疑があり、市執行部からは、ふるさと納税サイトへの掲載の前後で比較すると金額及び件数ともに増加しており、一定の成果があると考えている。また今後、別のサイトへの掲載については、その登録経費が、ふるさと寄附の募集経費となるため、そのバランスを考慮して検討していくとともに、引き続き魅力的な返礼品を増やす等により寄附額の増加につながる方策を検討していきたいとの答弁がありました。

また、台風等による災害時の応急対応の内容について質疑があり、市執行部からは道路の通行に支障をきたす倒木について、その切断、撤去、搬出について、協定を締結している業者から選定しており、作業の期限等は設けていないものの、対応可能な複数の業者に随時依頼をしているとの答弁がありました。

その他、委員からは、令和元年度決算についての意見が求められ、監査委員からは、今まで人口が過剰していたところが減少傾向に向かっているということを危惧している。そのため、高齢化を含めて必然的に市税の減収が確実に予測される状況において、持続して発展できる牛久市にしていくためには、各種使用料の見直しや市有財産の有効な活用を含めて皆で知恵をふりしぼり、牛久市の行財政を立て直す方向を見い出してもらいたいとの意見がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、小学校の英語学習の完全実施に伴うALTの評価の研修について質疑がなされ、市執行部からは、英語学習は今年度から小学校5年生、6年生が週2時間、年間70時間の時数配当となり、3観点に基づいた1から3までの評価を付け

ることとなっている。この評価は、ALTも派遣会社の研修により行っているが、評価は授業を行っている教師が行うもので、ALTが主となって行うものではないとの答弁がありました。

○議長（石原幸雄君） 着座のまま、暫時休憩をいたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

○決算特別委員長（須藤京子君） すみませんでした。今申し上げたところで誤字がございましたので、後で訂正をお願いしたいと申し上げました。

また、委員からは、各生涯学習センター使用料の減免の割合について質疑がなされ、市執行部からは、生涯学習センターの申請は、紙媒体による申請であり、データ化をしていないため全体数を把握していないが、定期団体使用料免除の割合については、中央生涯学習センターは76.3パーセント、三日月橋生涯学習センターは95.6パーセント、奥野生涯学習センターは84.5パーセント、かっぱの里生涯学習センターは95.5パーセントとなっており、全体で84パーセントの免除となっているとの答弁がありました。

また、委員からは、きぼうの広場の利用状況について質疑がなされ、市執行部からは、きぼうの広場適応指導教室の利用状況については、年々減少している。その理由としては、以前の不登校は、反社会的なものが多かったのですが、現在は非社会的なものが多く、こもり気味であること。また、市内の中学校は、教室に入りにくい生徒に対して、別の教室を用意して居場所づくりを積極的に進めていること。さらには市内各校が、給食時間の登校、保健室登校や放課後登校等子どもたちの状況に応じて、様々な登校スタイルで柔軟な受け入れをしているので、きぼうの広場適応指導教室を利用する生徒が年々減ってきていると推測しているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、国補正事業分の小・中学校のICT環境の整備に伴うICT研修について質疑がなされ、市執行部からは、昨年度ICT教育の研修については、働き方改革の視点からも出張等を減らす趣旨で、教職員を一堂に集めての研修は実施していない。一方、ICT活用の研修については大変重要であるため、各校に対して年1回必ず行う計画訪問時に、全校に対してICT教育の指導を行っている。さらに指導課に教育の情報化コーディネーター2級の資格を持つ情報教育指導員が各校を訪問した際に、ICT研修を実施しているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、生活困窮者の自立支援相談の件数とその内訳について質疑がなされ、市執行部からは、昨年度の自立支援相談件数は145件であり、その内

訳としては自立支援計画の作成が32件、各制度への情報提供が22件、他機関へのつながりが61件、生活福祉資金及び他の融資制度へのつながりが5件、生活保護申請のつながりが25件、合計145件となっているとの答弁がありました。

また、委員からは、公的病院等の運営を助成する事業において、公的病院とは具体的にどこを指しているのか質疑がなされ、市執行部からは、特別交付税の助成対象となる公的病院は、医療法第31条及び法人税法第2条第6項に規定された14の団体であること。また救急告示病院、小児の救急医療を行っている等10項目の医療機能のいずれかを有していることが条件となっている。市内では社会医療法人である「つくばセントラル病院」がこれに該当するとの答弁がありました。

さらに、委員からは、大人の風しん抗体検査と予防接種を実施する事業において、予算の充流用を行った理由について質疑がなされ、市執行部からは、大人の風しん抗体検査については、令和元年度から3カ年の事業であり、対象が昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの男性で、対象者数は1万733人。3カ年で検査を受ける人数を当初は1,000人を見込んで予算計上したが、実際に検査を受けた人数が2,256人であり、その内519人の方は免疫がついていないという結果であった。免疫がついていなかった方の内で令和元年度内に予防接種を受けられた方が376人であった。このように抗体検査や予防接種を受ける方が当初の見込みを大きく上回ったことで事業費が増加し、充流用するに至ったとの答弁がありました。

次に、環境経済部等、建設部所管について委員からは、路上にて死亡した犬や猫の死体を処理する事業における犬猫等の死体処理件数について質疑がなされ、市執行部からは、令和元年度の犬猫等の死体処理件数は277件であり、犬や猫のほかに、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ウサギ、鳥などの動物も含まれているとの答弁がありました。

また、委員からは、イルミネーション事業を支援する事業におけるブリアントヴィルうしく実行委員会補助金の使途、及び事業の効果について質疑がなされ、市執行部からは、補助金の使途として仮設の電気工事費が63万円、装飾の委託費が168万円、LEDライトやケーブル等の消耗品が156万円、電気料としては昨年度の実積で2万9,208円となっている。事業の効果については、駅を中心とした中心市街地の活性化を目的として駅周辺の華やかさを演出するとともに、牛久駅周辺の冬場恒例のスポットをつくることによって人が賑わうまちづくりに貢献している。50数店舗の市内商店や事業者からの協賛や、点灯式では市内の保育園や幼稚園の子どもたちから塗り絵を募集するなど、中心市街地を盛り上げていくということでの意義はあると認識しているとの答弁がありました。

また、委員からは、空家の適正管理及び有効活用を推進する事業において行っている空家無

料相談会に相談員として弁護士、司法書士、宅建士、建築士の4人が同席していれば、物件に応じた個別的な対応も可能になると考えるが、どのように相談会を行っているか質疑がなされ、市執行部からは、令和元年度に4回の相談会を実施しているが、いずれも4人の相談員が同席している。さらに委員からは、相談の結果、空家の利活用や除去、相続等の対応につながった事例の有無、及びプラットフォームを構築して物件ごとに個別に対応することは検討しているかとの質疑がなされ、市執行部からは、相談会において売却を希望する方には空家バンクに登録の申請をしていただき、売買が成立した事例もある。現在はプラットフォームを構築するまでには至っていないとの答弁がありました。

その他、委員からは、駅周辺整備費の執行率が58.4パーセントと低くなった理由と、翌年度に予算を繰り越している理由について質疑がなされ、市執行部からは、昨年度のエスカード牛久ビルのリニューアル工事の実施にあたり、2億9,600万円を昨年12月に補正したが、工事が完了できなかった部分の予算については翌年度へ繰り越したことによるものとの答弁がありました。

次に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税の不納欠損処分件数について質疑がなされ、市執行部からは、国民健康保険税全体の不納欠損は、2,405件。その内訳は財産なし等による執行停止から3年経過した不納欠損が1,184件、また相続放棄等の納付義務の消滅による不納欠損が131件、5年間の時効完成による不納欠損が1,090件となっている。また、退職被保険者等国民健康保険税全体の不納欠損は78件。その内訳は、財産なし等による執行停止3年経過した不納欠損が66件、5年間の時効完成による不納欠損が12件となっているとの答弁がありました。

また、委員からは、歳入の県補助金の保険者努力支援分については、どのような指標で評価を受けたのか質疑がなされ、市執行部からは、全国で約500億円を特定健診の受診率やジェネリック医薬品の使用割合等の指標に基づく獲得点数に応じて配分する制度であり、満点が920点のところ、牛久市の令和元年度の得点は573点で、得点率は62.3パーセントであった。この得点は茨城県内では7位であり、全国平均を上回っているとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計について委員からは、令和元年度の特別養護老人ホームの施設数と定員、及び施設入所待機者の状況について、グループホームの施設数と定員、及び地域密着型の施設の整備状況について、それぞれ質疑がなされ、市執行部からは、特別養護老人ホームは5カ所、定員は388人であり、令和元年度の待機者数は128人となっている。グループホームは8カ所、定員は135人であり、施設の整備状況としては平成30年度に最初の公募を行ったところ応募がなく、令和元年度に再度公募したところ29床の特別養護老人ホームと18

床の認知症グループホームのそれぞれが選定され、令和3年4月に開設予定となっているとの答弁がありました。

公共下水道事業特別会計について委員からは、上町排水区の調整池を整備する事業における実施設計の内容、及び下町排水区の調整池を整備する事業における整備進捗率について質疑がなされ、市執行部からは、上町排水区の調整池の実施設計については、刈谷団地とつつじが丘団地の間で整備している調整池に隣接する道路において亀裂及び法面の損傷が生じたため、その原因の調査と対策のために実施設計を行っている。下町排水区の調整池の整備進捗率については、計画面積2,790平方メートルに対して面積ベースで61パーセントの1,710平方メートルの整備が完了しているとの答弁がありました。

付託されました認定第1号について審査の結果、全会一致により内容適切なものと認め、認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。1番鈴木勝利君。

〔1番鈴木勝利君登壇〕

○1番（鈴木勝利君） 意見書案第7号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についての賛成討論を行います。

9月8日、経済協力開発機構OECDは、2017年の加盟各国の国内総生産GDPに占める小学校から大学に相当する教育機関向けの公的支出の割合が日本は2.9%で、比較可能な38か国中37位という結果を公表しました。OECD平均は4.1%で、最高はノルウェーの6.4%、上位はアイスランド5.5%、デンマーク5.4%などとなり、アメリカ4.2%、イギリス4.1%、ドイツと韓国は3.6%でした。

また、日本では、教員の能力向上のための投資が他国に比べて低い、日本の公立中学校の教員は法定勤務時間がOECD平均よりも長い一方、授業ではなく事務作業に割かれている傾向

があるとの指摘もありました。

本OECD調査は義務教育に限定したものではありませんが、教育に対する国の責任と期待の大きさの違いが如実に表れていると考えざるを得ません。

さて、コロナ禍により、児童生徒間の身体的距離の確保を考慮し、少人数学級がにわかにくローズアップされてきていますが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められている教職員定数は、実質的には1学級35人が実現しているとはいえ、1980年以来40年間、法律上はいまだに40人、小学校第1学年は35人ですが、40人学級を標準としています。

時代は移り、学校を取り巻く環境は大きく変化しました。児童生徒や保護者の考えも行動も価値観も変わった中で、40年前とさほど変わらない児童生徒数を相手に学習指導、生徒指導、部活動指導等々に悪戦苦闘し、保護者対応、地域対応に苦慮し、授業準備、成績評価、事務作業に追われ、自分の家庭も顧みないともなく、疲弊し切った毎日を送っている教師に果たして子供たちの豊かな学びを実現することができるでしょうか。

こうした事態に対して、学校の働き方改革が叫ばれ、徐々に改善の兆しがあるとはいえ、恐らく今の学級編制が続く限り、あまり大きな期待はできないと考えます。根本的にはやはり思い切った少人数学級、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく少人数学級を実現しなければ、子供たちの豊かな学びなど実現するとは思えません。

確かに少人数学級にすればそれで全てがうまくいくとは言いません。しかし、少なくとも児童生徒一人一人に対して目が行き届き、丁寧な指導ができるはずです。それは児童生徒の学力向上やよりよい生活行動に寄与していくはずです。そして、それ以上に重要なことは、教師の負担を軽減することによって、教師一人一人が生き生きとした姿で児童生徒に向き合い、児童生徒の人格形成に大きく寄与することができることです。

ところで、少人数学級にするには、教師の数も教室の数も増やさなければなりません。財政的課題があることは言うまでもありません。しかし、公立学校を管理運営する地方自治体の財政力には大きな違いがあります。財政力によって教育に地域格差が生まれてはなりません。だからこそ、国が責任を持って少人数学級実現のために財源保障をするべきなのです。

また、義務教育費国庫負担制度は教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担法に基づき、都道府県、指定都市が負担する公立義務教育諸学校の教職員の給与について3分の1を国が負担するものです。それは、義務教育は国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法上の国民の権利、義務に関わるものであって、国は地方公共団体とともに義務教育に係る費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っているからなのです。

ところが、この義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとする議論もいまだに絶えることがありません。義務教育費国庫負担金がなくなれば、自主財源の厳しい自治体では十分な予算を義務教育費に回すことができなくなり、教育の地域的格差が生じてしまいます。断じて義務教育費国庫負担制度は堅持されなければなりません。

以上の趣旨の下、本意見書に賛同いたします。

議員各位の御理解と賢明なる御判断をお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号ないし議案第76号の6件、認定第1号の1件、意見書案第7号の1件について順次採決をいたします。

なお、採決に当たりまして、3番秋山 泉君におかれましては、起立に代えて挙手をもって賛意を表明することを許可いたします。

初めに、議案第71号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和元年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、意見書案第7号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第7号は委員長の報告のとおり

り可決されました。

次に、日程第9、意見書案第8号を議題といたします。



意見書案第8号 性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書の提出について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉君。

〔3番秋山 泉君登壇〕

○3番（秋山 泉君） 本文の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書（案）。

平成29年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

ただし、強制性交等罪として脅迫、暴行を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分ではないかとの議論があったため、衆議院では6項目、参議院では9項目もの附帯決議が付され、施行3年後の見直し規定が盛り込まれている。

こうした刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないため、加害者が無罪となる例が相次いだことなどから、改めて改正刑法の内容が社会問題化している。

「誰一人取り残さない」を基本理念としているSDGsの取り組みを進める中で、目標5の「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」観点からも性犯罪に関する取り組みを更に充実させることが求められている。

よって国は、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、性犯罪に関する刑法改正の議論の充実とともに、早急に下記の事項の見直しをされるよう強く要望する。

記

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討を図ること。
- 2 監護者わいせつ及び監護者性交等罪の適用年齢の拡大について検討すること。
- 3 性交同意年齢を引き上げること。
- 4 公訴時効期間の撤廃を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は、自己の意見を述べるができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭、簡潔にその範囲を超えないようお願いをいたします。また、答弁に際しては、的確かつ簡素、明瞭にされるようお願いをいたします。

これより、意見書案第8号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で意見書案第8号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第8号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第8号について、採決をいたします。

意見書案第8号、性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書の提出について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第8号は可決されました。

次に、日程第10、意見書案第9号を議題といたします。



意見書案第9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 意見書案を読み上げまして、提案とさせていただきます。

意見書案第9号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方

税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、地方消費税交付金などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、特別交付税の交付にあたっては、特段の配慮を講じること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、その対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 今後の一般財源確保の観点から、地方債の発行については、起債の方法、利率、償還期間の延長に関する協議に関して、弾力的な運用措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第9号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で意見書案第9号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第9号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第9号について、採決をいたします。

意見書案第9号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第9号は可決されました。

次に、日程第11、総合計画基本構想検討特別委員会報告についてを議題といたします。



総合計画基本構想検討特別委員会報告について

○議長（石原幸雄君） 本件に関しましては、総合計画基本構想検討特別委員会委員長から報告を受けました。つきましては、特別委員会委員長から審査経過の報告を求めます。諸橋総合計画基本構想検討特別委員会委員長。

〔総合計画基本構想検討特別委員長諸橋太一郎君登壇〕

○総合計画基本構想検討特別委員長（諸橋太一郎君） 総合計画基本構想検討特別委員会報告。

総合計画基本構想検討特別委員会は、牛久市第4次総合計画基本構想についての調査及び検討が終了しましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により以下のとおり報告いたします。

牛久市議会では、牛久市第3次総合計画の検証を行うとともに、市政全般にわたる市民のニーズや課題を踏まえ、本市が進むべき方向性を検証し、市民のための未来を見据えた計画となるよう、牛久市第4次総合計画基本構想の策定段階から議会が積極的に関わり、委員会として集中的に審議し、提言することを目的として令和2年3月定例会において「総合計画基本構想検討特別委員会」を設置しました。

以来、本委員会では6回にわたり委員会を開催し、市執行部から提示された基本構想案をもとに、総合計画審議会での意見を尊重しつつ、各委員からの意見を盛り込むなど、市議会といたしましてあらゆる角度から検討議論を行い、市民の視点に立った総合計画とするため、総合的に議論を重ねた結果、提言書として取りまとめました。

各分野の提言内容といたしましては、健康・医療・福祉分野では行政による全世代を対象とした医療・福祉とすること、そして教育分野では人権教育と教育環境をより良いものとする事と、また、しごと分野では将来を見据えた牛久市独自の施策とすること、市民協働分野では市民が主体的に担い手となる視点とすること、都市機能分野では牛久市の地域特性を考慮したまちづくりとすること、環境分野では豊かな自然環境を保全するための規制を考慮した取り組みとすること、行政運営分野では行政による主体的運営と体制強化することについてそれぞれ提言を行いました。

以上のとおり、本市議会でのこれまでの議論と審議を踏まえ、牛久市総合計画の策定にあたり、去る7月10日に執行部に対して議会の立場から提言を行った次第であります。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で委員長の特別委員会報告は終わりました。

次に、日程第12、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（石原幸雄君） 本案は、総務常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第13、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

閉会中の事務調査の件

○議長（石原幸雄君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和2年第3回牛久市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

午前11時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 原 幸 雄

署名議員 藤 田 尚 美

署名議員 秋 山 泉